

南山大学機関リポジトリ運用規程

(目的)

第1条 南山大学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）は、南山大学（以下「本学」という。）において創出された教育・研究活動の成果物を電子的に記録したもの（以下「教育・研究成果物」という。）の収集、蓄積および保存を行い、電子的手段による学内外への無償発信・公開を通して教育・研究活動の発展に寄与するとともに、情報公開の推進と社会貢献に資することを目的とする。

(登録者)

第2条 リポジトリに教育・研究成果物を登録することができる者（以下「登録者」という。）は、以下に掲げる者とする。

- 1 本学に在籍する、または在籍したことのある教職員。
- 2 本学の部局・団体等（以下「部局等」という。）。
- 3 本学から博士の学位を授与された者。
- 4 その他、図書館長が適当と認めた者。

(教育・研究成果物の登録要件)

第3条 リポジトリに登録する教育・研究成果物は、以下の要件をすべて満たすものとする。

- 1 登録者が創出に関与した教育・研究成果物であること。
- 2 知的財産権に関する法令および本学の規程等を遵守していること。
- 3 名誉、プライバシー等の人権に関する法令および情報セキュリティに関する法令を遵守していること。
- 4 研究審査委員会の審査に付された場合は、その承認を得ていること。

(登録対象)

第4条 リポジトリに登録する教育・研究成果物は学術的価値を有するものであり、以下に掲げる事項のいずれかに該当するものとする。

- 1 学内刊行物掲載論文（部局等が作成した刊行物に掲載された論文）
- 2 雑誌掲載論文（国内外の学術雑誌・学会誌、他機関の紀要等に掲載された論文でリポジトリ公開の許諾を得たもの）
- 3 各種報告書（科学研究費助成事業その他の研究助成金、または学内研究費による研究成果の報告書）
- 4 学位論文（本学において学位を授与された博士論文）
- 5 会議発表論文（会議録、予稿集等に掲載された論文）
- 6 その他、図書館長が適当と認めたもの

(登録手続)

第5条 登録者は、次条に掲げる教育・研究成果物の利用を承諾した上で、所定の手続きおよび様式により登録申請を行い、図書館長の許可を得るものとする。

(教育・研究成果物の利用)

第6条 図書館は、登録を許可された教育・研究成果物を、以下のように利用するものとする。

- 1 教育・研究成果物を複製し、タイトル・著者等の検索用データ（以下「メタデータ」という。）を付与の上、リポジトリを構築するサーバに格納する。
- 2 電子的手段により、前号の複製物およびメタデータを不特定多数に無償で公開する。
- 3 保存および利用の維持のために、教育・研究成果物の複製・媒体変更を行い、バックアップファイルを作成する。
- 4 外部データベース等に、教育・研究成果物の複製物およびメタデータを提供する。

（著作権と利用許諾）

第7条 登録者は、教育・研究成果物の登録に際して、以下のとおり利用許諾手続きを行うものとする。

- 1 教育・研究成果物の著作権が登録者のみに帰属している場合、登録者は、リポジトリ登録申請をもって、前条に掲げた利用を無償で許諾するものとする。
- 2 教育・研究成果物の著作権が登録者を含め複数の者に帰属している場合、登録者は、前条に掲げた利用を無償で許諾することについて、他の著作権者から同意を得なければならない。
- 3 教育・研究成果物の著作権が出版社・学協会等に帰属している場合、登録者は、前条に掲げた利用を無償で許諾することについて、著作権者から同意を得なければならない。ただし、自ら許諾を得ることが困難な事情がある場合は、図書館に委任することができる。

第8条 リポジトリに登録した教育・研究成果物の著作権は、登録後も著作権者に帰属する。

（利用条件）

第9条 リポジトリに登録された教育・研究成果物を利用しようとする者は、著作権法等の法令を遵守しなければならない。

（登録の削除）

第10条 リポジトリに登録した教育・研究成果物の削除については、以下の場合に認めるものとする。

- 1 登録者が削除を申請し、図書館長が認めた場合。
- 2 図書館長が第3条に照らし公開を不適切と判断した場合。

（免責事項）

第11条 リポジトリに登録した教育・研究成果物の内容に関する責任は、登録者が負うものとする。

- ② 本学は、リポジトリに登録した教育・研究成果物の公開または利用によって生じた損害および不利益について、その責任を負わないものとする。

（事務）

第12条 この規程に関する事務は、図書館事務室が行う。

（規程の改廃）

第13条 この規程の改廃は、図書館委員会および大学評議会の議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、2014年1月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2022年4月1日から施行する。